

当初設計書		設 計		精 算
起工番号	河改(委)第901号	工期	60日間	
会計年度	令和 6 年度	単価世代	令和06年03月11日 公共	
事業名	市街地浸水対策事	諸経費率	公共 令和05年10月01日	
工事名	水路浚渫業務委託(三潴地区)			
設計部課名	三潴総合支所 環境建設課			
工事場所	久留米市 三潴町田川 地内			
設 計 の 概 要	(当初設計) 業務延長 L=21.1m 浚渫土工 V=16m ³			

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
河川維持工事01	1	式				
浚渫土工	1	式				
特殊強力吸引車運転 10t (257kw)	2	日			単 1 号	
高压洗浄車運転 4t (154kw)	2	日			単 2 号	
給水車運転 4t (154kw)	2	日			単 3 号	
処分工	1	式				
軟弱土運搬 運搬距離 15.5km以下	16	m3			単 4 号	
建設発生土処分料 泥土B(浚渫土等で草木混り)	16	m3				
仮設工	1	式				
水替工	1	式			単 5 号	
交通誘導警備員	1	式				
交通誘導警備員 B	2	人日			施 1 号	

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

水路浚渫業務委託（三瀬地区）

特記仕様書

令和 6年 3月

久留米市

三瀬総合支所 環境建設課

第1条（適用）

本特記仕様書は、「水路浚渫業務委託（三潴地区）」に適用するものとする。

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「福岡県土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理の手引き」その他監督職員が指定する各種要綱要領を適用する。なお、発行年度等は最新版とする。浚渫期間中は安全に注意し現場管理を行い、災害の防止に努めること。

第2条（業務目的）

久留米市長が管理する水路に堆積した土砂の撤去及び今後の洪水・内水氾濫被害の軽減を図ることを目的として行うものである。

第3条（数量・図面）

1. 本設計書は、概算数量で発注しているため、事前測量時にはそれを踏まえ、現地踏査に入り、事前測量を行い、工種及び数量等を精査するものとする。
2. 業務着手に際しては、事前測量の結果を報告し、監督職員の承認を受けた後に着手するものとする。
3. 前号及び搬出土の事後測量結果については、協議のうえ、必要に応じて変更契約を行うこととする。

第4条（浚渫作業）

1. 浚渫業務の施行にあたっては、関係設計図書及び本仕様書に準拠し、入念、確実に行なわなければならない。
2. 受託者（以下「乙」という。）は、浚渫業務に先立ち委託者（以下「甲」という。）に施行に際しての関係書類（業務着手届、施工計画書等）を提出し承認を得なければならない。
業務完了後、社内検査で設計図書と出来形管理図及び写真と現場の出来形を再確認後、業務完了届を提出すること。
3. 浚渫作業中に第三者及び公共施設等に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
4. 仕様書に明記されていない事項についても、浚渫業務上当然必要と思われる軽微な事柄については、甲の指示に従い、乙の負担により処置しなければならない。
5. 乙は、浚渫業務の記録になる業務写真を、着手前・施行中・完了後に区分して撮影し、特殊な場合を除き、同一方向・同一箇所において比較できるように写すこと。
また、浚渫業務が確認できるように現地マーキング及び業務写真を提出すること。
6. 浚渫により生じる廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて処理すること。

第5条（発生土の処理）

1. 業務により発生した発生土の処分地は、福岡県の承認施設より選定すること。選定にあたっては久留米市内にプラント施設がある施設の中から選定するよう努めなければならない。なお、処分地によっては土質や施設状況により受け入れていない処分地も含むため、選定にあたっては甲と協議すること。
2. 乙は、処分地の選定後は「建設発生土処分地計画書」を、施工後は「建設発生土処分地確認書」並びに「確認写真」（計画書提出時に処分前の現地確認写真、確認書提出時に搬出後の処分状況確認写真）を提出すること。
3. 発生土処分については、泥土（浚渫土等で草木混じり）とし、処分地までの運搬経路を甲に報告すること。
4. 設計の処分土搬出先は、以下のとおりである。

処分地の名称：(株)江上運送 明星碎石工場

所在地 : 久留米市高良内町 2190-33

第6条（交通保安規則）

1. 浚渫時間は、原則として、交通に与える影響の少ない昼間時間帯に行うものとする。（9：00～17：00　日祝は作業なし。）やむを得ず、休日及び作業時間の変更を必要とする場合は、事前に監督職員と協議すること。
2. 浚渫業務の実施に際して行なう交通制限等に関しては、甲及び関係機関と十分協議し業務区間ににおいては、公衆に迷惑を及ぼさないよう努めるとともに現場状況に応じて適切な保安設備を設置し、公衆に危害を及ぼさないよう努めること。
尚、保安設備を施しているにも拘らず公衆の事故、危害・既設構造物等に損傷が発生したときは乙の負担によりその損害賠償等の責任を負わなければならない。
3. 乙は、業務完了次第、委託箇所を速やかに整理し交通等に支障がないようにすること。

第7条（追記事項）

1) コリンズ登録

請負者は、請負金額500万円以上の業務について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に建設実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は、業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

2) 工事各種保険

請負者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、浚渫作業に伴い第三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。

請負者は工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法廷外の労災保険に付きなければならない。

なお、請負者は上記保険の証券等（人の選定について請負者は契約内容が分かるもの）の写しを監督職員に提出すること。

下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。

3) 暴力団排除に関する事項

請負者は、当該委託の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
2. 暴力団等から不当要求による被害又は委託妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
3. 排除対策を講じたにもかかわらず、委託に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

4) 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

請負者は、当該委託の下請施工に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- (2) 下請契約を締結するときは、請負者は、下請負人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

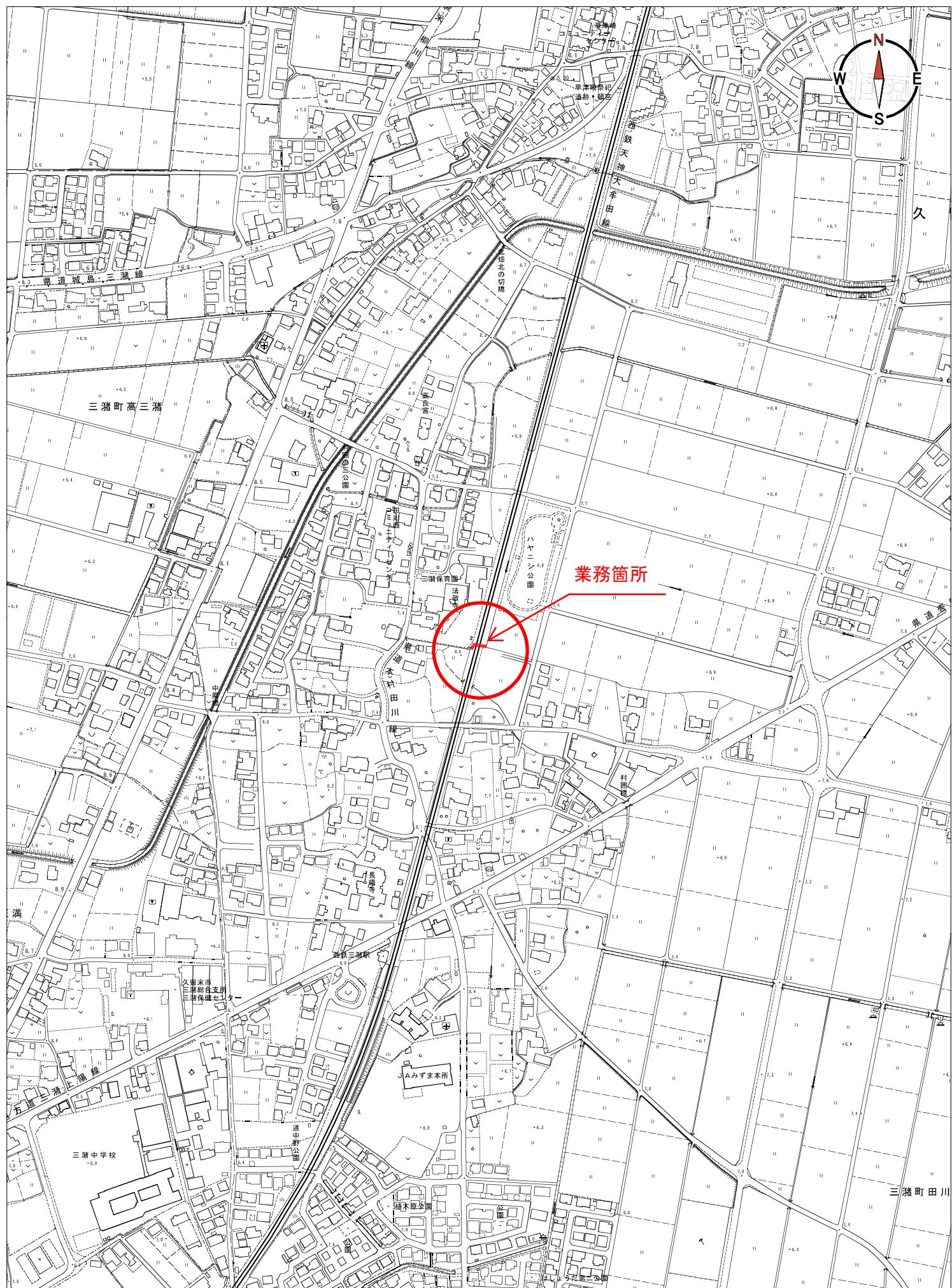
第8条

代価表は原則的に添付しない。

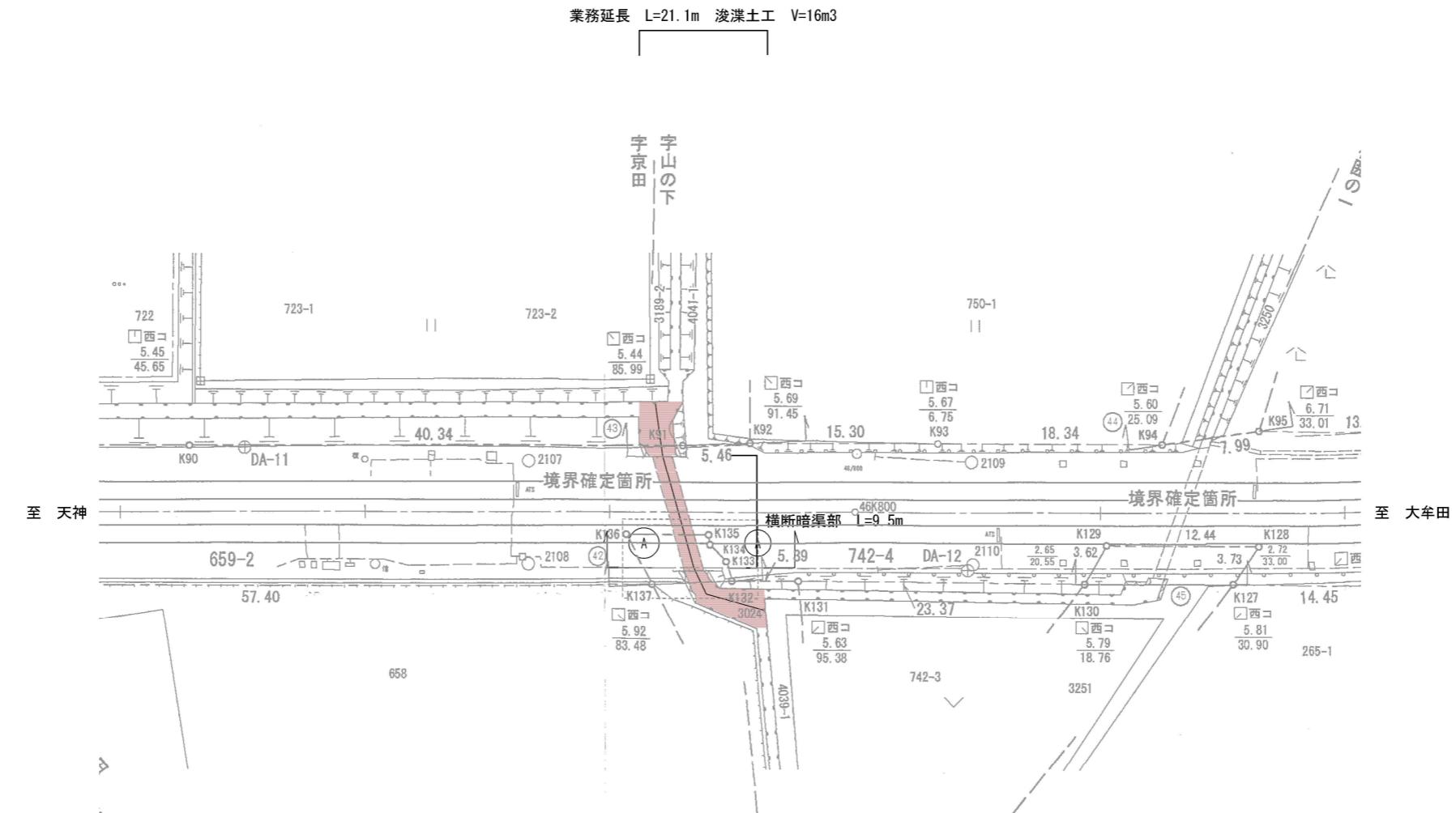
第9条

仕様書に明記されている『工事』は『業務』と読み替えるものとする。

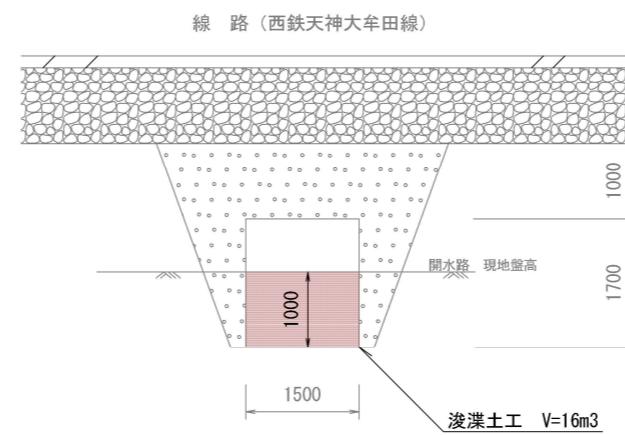
位置図



平面図 S=1/500



【横断暗渠部】



工事年度	令和6年度	
事業名	流域湛水減災対策事業	
業務名	水路浚渫業務委託(三潴地区)	
業務場所	久留米市 三潴町田川 地内	
図面名	平面図・標準断面図	
縮尺	図示	図面番号 1 / 1
久留米市 三潴総合支所 環境建設課		